

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	草田 雄士
登録番号又は法人番号	02392539
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所所在地	愛媛県新居浜市郷1丁目2-20
処分年月日	令和2年7月6日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>上記会員は、</p> <p>(1) 愛媛県行政書士会会則第10条第2項により納付すべき会費を6ヵ月分（令和元年度後期分）について正当な理由なく遅延した。</p> <p>(2) 業務の懈怠により農業委員会から度重なる注意を受け、本件業務の懈怠により関係者に損害と迷惑を与え、契約を解除された。</p> <p>(3) 令和元年度の業務報告書を期日までに提出しなかった。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>行政書士法第13条（会則の遵守義務）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第17条（会員の処分）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第19条（個人会員の処分の種類）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第45条（会員の責務）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第47条（業務の公正保持）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項（法令、会則の遵守等）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第59条（報告の義務）</p>